明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務四）　一
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　一九
〔告　示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件（内閣府二九）　二九
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（同三〇）　三〇
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学三一）　三一
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同三二）　三二
○登録有形文化財の名称を変更する件（同三三）　三三
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同三四）　三四
○種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産四一三）　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六七
会社その他
会社決算公告　七一

省令

○外務省令第四号

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までの規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正